ニ　アンチモン（ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂を使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、アンチモン標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は0.025μg／mL以下となる。

ホ　ゲルマニウム（ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂を使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ゲルマニウム標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.05μg／mL以下となる。

ヘ　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

ト　ピンホール

強度等試験法中のピンホール試験を行うとき、ピンホールを認めないものでなければならない。

②　次のいずれかの試験法による試験に適合するものであること。

イ　破裂強度

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、測定される値が、内容量が300mL以下のものにあっては196kPa（常温保存可能品の容器包装にあっては392kPa）以上、300mLを超えるものにあっては490kPa（常温保存可能品の容器包装にあっては785kPa）以上でなければならない。

ロ　突き刺し強度

容器包装の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の突き刺し強度試験を行うとき、測定される値が、10N以上でなければならない。

③　内容物に直接接触する部分は、ポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂、ポリスチレン、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂又はポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂であること。

④　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　ヘキサン抽出物

ヘキサン抽出物試験を行うとき、その量は2.6％以下でなければならない。ただし、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂においては、5.5％以下でなければならない。

ロ　キシレン可溶物

キシレン可溶物試験を行うとき、その量は11.3％以下でなければならない。ただし、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂においては、30％以下でなければならない。